

21日解散 首相表明

消費増税 17年4月確約

安倍晋三首相は18日夜、首相官邸で記者会見し、来年10月に予定されている消費増税率10%への引き上げを1年半先送りし、21日に衆院解散に踏み切る意向を表明した。衆院選は12月2日公示、14日投票の日程となる。首相は1年半後の2017年4月には10%に引き上げると明言した。

① デジタル版に動画

首相は消費増税先送りに伴って解散・総選挙を行う理由について、「税制そのものが国民主義と違って、景気が悪い。その税制において大きな変更を行う以上、国民

に信を問うべきであると考えた」と述べた。消費増税法には、景気が想定以上に悪くなれば増税を先送りしたり、とりよめたりできる「景気条項」がある。首相はこの条項に基づいて先送りを決めたとし、「7、9月のGDP（国内総生産）速報によれば個人消費は1年前に比べ2%以上減少した。来年10月

から引き上げるとは個人消費を再び押し下げ、デフレ脱却も危うくなると判断した」と理由を説明した。首相は解散の時期について、「来年度予算に遅滞をもたらさないギリギリのタイミングであると考えた」と説明。総選挙では、①増税を1年半先送りする②17年4月に確実に10%に引き

上げる③成長戦略を前に進める、という点について、「国民の皆さまの判断を仰ぎたい」と表明した。勝敗ラインについては、「自民党、公明党の連立与党で過半数を維持できなければ、アベノミクスが否定されたということになるわけで、私は退陣する」とした。

首相はまた、「個人消費のテコ入れと地方経済を底上げする力強い経済対策を実施する」と述べ、来年1月からの通常国会に補正予算案を提出する考えを表明した。

首相は「財政再建の旗を降ろすことはない」とも表明。1年半後の10%引き上げについては「景気判断条項を付すことなく確実に実施する」と述べた。増税の先送りには、通常国会で消費増税法の改正が必要だが、政権内では改正の際に同条項を撤廃することも検討。20年度の財政健全化目標も堅持するとし、来夏までに具体的な計画を策定する。低所得者対策として生活必需品への軽減税率を導入することについては「導入に向けて自公両党間でしっかりと検討させていきたい」と述べるとも述べた。

原発再稼働や、集団的自衛権などの安全保障政策について、首相は「党の公約にきっちり書き込んでいく」と語った。